平成２１年（フ）第５７２号
熊本市新屋敷３丁目10番10―307号
債務者　吉村　理恵
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６４３号
熊本市戸島西３丁目４番150号
債務者　植野みさ子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６４４号
熊本県菊池郡大津町平川3571―17　エムズヒルＡ301、住民票上の住所熊本県菊池郡大津町大字杉水2271番地
債務者　森岡　富広
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６６１号
熊本市小島８丁目10番18号
債務者　畑野　明美
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６６２号
熊本市楠１丁目７番７　市営住宅楠団地７棟―201号
債務者　矢田　優子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６６７号
熊本市春竹町大字春竹57番地
債務者　今田　京子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６７７号
熊本市白藤１丁目14番３号
債務者　森田利美子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６８８号
熊本県合志市須屋2034番地34
債務者　上田　博美
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１２８号
沖縄県うるま市字具志川2819番地４
債務者　儀間　順子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１３１号
沖縄県沖縄市東１丁目６番41号　沖アパートＣ―２
債務者　糸数　朝美
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１３３号
沖縄県うるま市勝連平安名1055番地　コーポ光201
債務者　照屋　直樹
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１３４号
沖縄県うるま市石川嘉手苅73番地、住民票上の住所沖縄県国頭郡恩納村字恩納7416番地
債務者　石川　利奈
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第４１２号
愛知県豊田市広久手町１丁目３番地１　倉一荘６号
債務者　大山　邦昭
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８８７号
神奈川県藤沢市石川６丁目20番地の６　ダイアパレス湘南台Ｖ304号室
債務者　榎本　克代
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８０号
石川県能美市根上町乙48番地３
債務者　藤田　弘子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第９０号
栃木県大田原市浅香２丁目3380番地121　コーポ木下Ｃ―203号
債務者　藤田　明美（旧姓谷池）
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１８４７号
横浜市緑区鴨居６丁目15番25号　テラス平野Ｃ―102号
債務者　鈴木　聖二
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部